貸金業界の現状と日本貸金業協会について

平成20年12月3日



貸金業界の現状と日本貸金業協会について

P. 1/57 — 12/57

P. 13/57—26/57

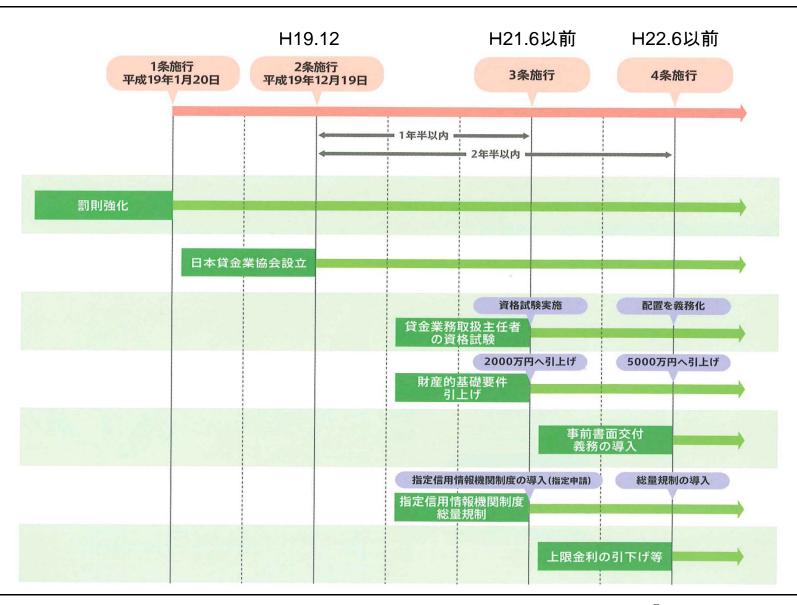
■ 資料の全体構成 ■

- ▶【別紙1】協会員に対する処分及び勧告について
- P. 27/57 42/57

▶【別紙2】月次統計資料(11月公表分)

- ▶【別紙3】「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告について P. 43/57-57/57

■ 1. 貸金業法の改正一段階的施行



- 2-1 複数の業態にまたがる
 - ✓ 12業態分類
 - ✓ 兼業が多く、他の協会・団体に加盟している業者が多い
- 2-2 業者数が多い
 - ✓ 登録事業者数 : 7,564 協会員数 : 3,561 (共に9月末時点)
 - ⇒ 業者数は減少傾向、今後も減少が加速 背景には、① 法改正、② 資金調達、③ 景気動向
- 2-3 業者規模の格差
 - ✓ 資 本 規 模 : 個人経営 、法人経営 (資本金1万円 ~ 1兆円)
 - ✓ 融資残高規模 : O円 ~ 1兆円超

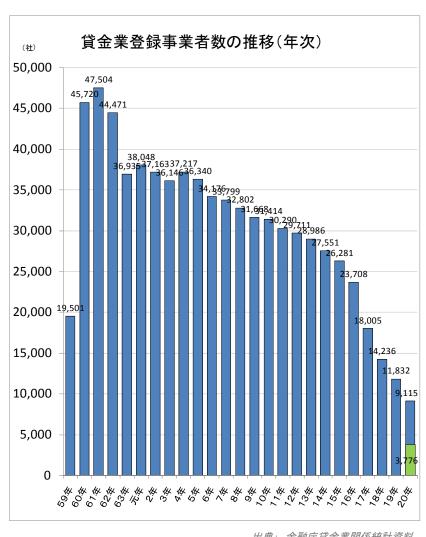


■ 2-1. 貸金業者の業種別構成

協会員は以下12分類の業態で構成。(各社による申告)

	業態名	定義 (要約)	事業者	数	残高		
	不必 自	A 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	(社)	(%)	(百万円)	(%)	
1	消費者向無担保貸金業者	・消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもの	1,672	47.0%	9,740,316	38.9%	
2	消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもの	307	8.6%	237,797	1.0%	
3	消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、住宅向貸付残高が最も多いもの	48	1.3%	384,056	1.5%	
4	事業者向貸金業者	・事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・下記5.~12.のいずれにも該当しないもの	924	25.9%	3,778,174	15.1%	
5	手形割引業者	・事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・手形割引残高が5割以上	99	2.8%	93,347	0.4%	
6	クレジットカード会社	・日本クレジットカード協会に加盟しているもの	181	5.1%	3,384,356	13.5%	
7	信販会社	・割賦購入あっせん業者として登録しているもの	60	1.7%	4,688,323	18.7%	
8	流通・メーカー系クレジット会社	・電気機械器具関係・自動車関係の公益法人に加盟しているもの ・日本百貨店協会、日本チェーンストア協会等に加盟しているもの	41	1.2%	1,533,765	6.1%	
9	建設•不動産業者	・建設・不動産関係の公益法人に加盟しているもの	98	2.8%	205,104	0.8%	
10	質屋	・質屋の許可を受けているもの	7	0.2%	1,278	0.0%	
11	リース会社	・(社)リース事業協会に加盟しているもの	56	1.6%	961,300	3.8%	
12	日賦貸金業者	・日賦貸金業者として登録されているもの	68	1.9%	8,053	0.0%	
	슴 計	(数値は9月末時点)	3,561	100.0%	25,015,869	100.0%	

■ 2-2. 貸金事業者数と協会員数の推移



協会員数の推移(月次) (社) 5,000 100.0% □ 協会員数 財務局登録業者 ■ 協会員数 都道府県登録業者 - 加入率 4,500 90.0% 4,063 4,104 4,135 3,776 3,757 3,737 3,704 3,680 3,659 4,000 80.0% 3,561 3,500 70.0% 3,000 60.0% 2,500 50.0% 2,000 40.0% 1,500 30.0% 1,000 20.0% 500 10.0% 3

出典: 金融庁貸金業関係統計資料

■ 2-3. 貸金業者の規模別構成

◆ 資本金別業者構成

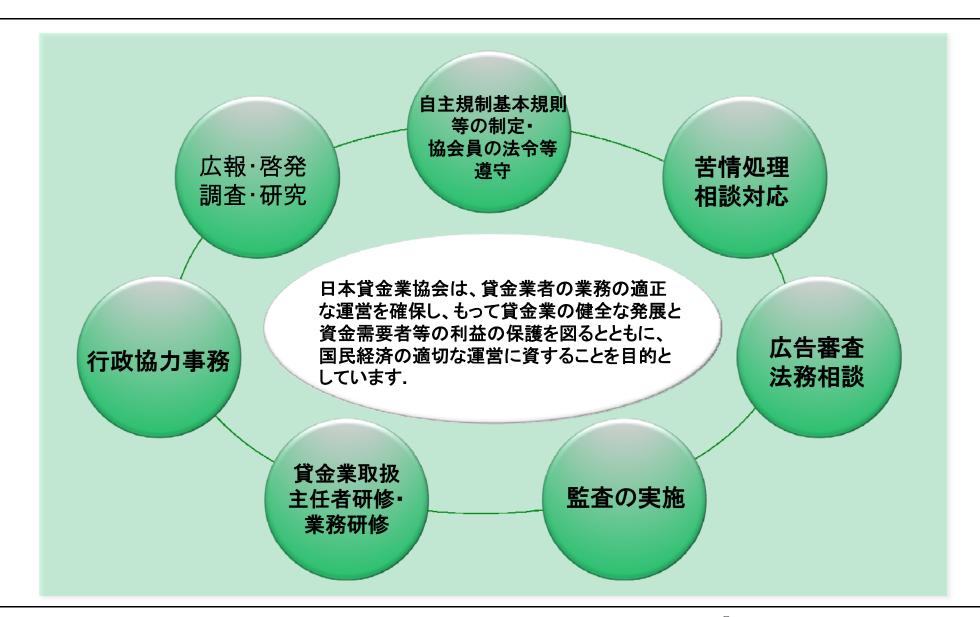
◆ 貸付残高別業者構成

		件数	構成比	残高 (百万円)	構成比
4	個 人	1,306	36.7%	63,448	0.3%
;	法 人	2,255	63.3%	24,952,421	99.7%
	2,000万円未満	1,192	33.5%	541,517	2.2%
	5,000万円未満	420	11.8%	468,788	1.9%
	5,000万円以上	643	18.1%	23,942,116	95.7%
	合計	3,561	100.0%	25,015,869	100.0%

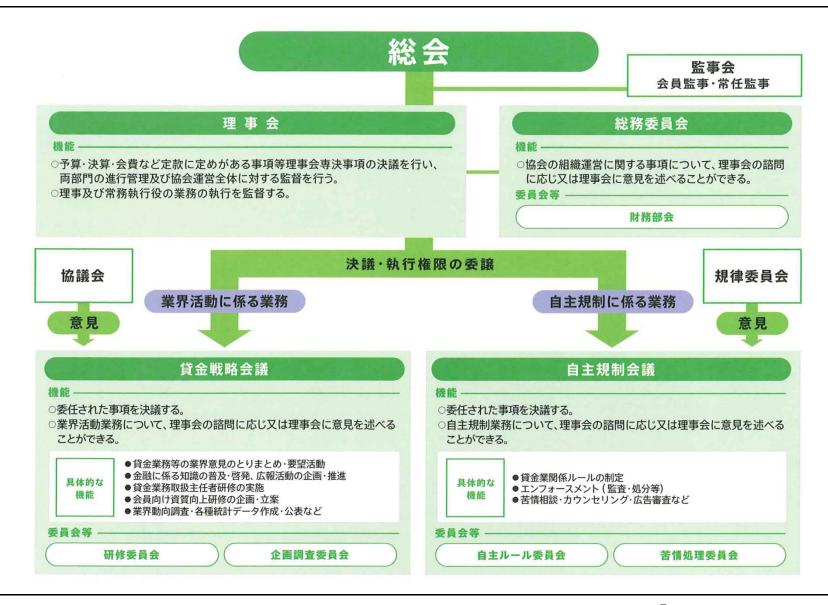
	件数	構成比	残高 (百万円)	構成比
1,000万円未満	854	24.0%	1,796	0.0%
1億円未満	1,289	36.2%	51,894	0.2%
500億円未満	1,346	37.8%	3,092,847	12.4%
5,000億円未満	61	1.7%	9,644,042	38.6%
5,000億円以上	11	0.3%	12,225,290	48.9%
合計	3,561	100.0%	25,015,869	100.0%

※ 数値は共に9月末時点の協会員を分類したもの

■ 3. 日本貸金業協会の役割



■ 3-1. 組織 (会議体の構成と機能)



貸金業法·監督指針



自主規制機能強化のため規定の整備を行う

定款 日本貸金業協会の目的 業務の適正な運営の確保 国民経済の適正な運営 貸金業の健全な発展 資金需要者等の利益の保護 自主規制基本規則概要 1. 営業店登録の申請等に 5. 苦情対応に関する規則 9. 取引履歴の開示に関する 規則 関する規則 2. 貸金業の業務の適切な運営 6. 過剰貸付け防止等に 10. 過払金支払に関する規則 を確保するための措置に 関する規則 関する規則 3. 法第12条の6に係る 7. 広告及び勧誘に関する規則 11.債権譲渡等に関する規則 禁止行為に関する規則 8. 取立て行為に関する規則 4. 相談及び助言に関する規則

指導•連絡

協会員

■ 3-3. 苦情·相談受付

畄	欱	샏

		F ()	19年度計	20年度							=1 (.4)
区分		(19.12-20.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計 (*1)	
			43	21	38	28	10	21	32	137	287
	件 数	うち協会員に係るもの	39	21	37	27	10	21	32	137	285
	~	うち非協会員に係るもの	4	0	1	1	0	0	0	0	2
		取立行為	10	6	16	11	3	6	21	118	181
		契約内容	6	5	5	7	0	1	4	9	31
		金利	2	1	2	1	0	0	1	0	5
		年金担保	0	0	0	0	0	0	0	0	0
苦 情		帳簿の開示	7	4	3	3	2	5	0	2	19
	内	過剰貸付	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	容	行政当局詐称、登録業者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保証契約	0	0	1	0	0	0	2	1	4
		広告・勧誘(詐称以外)	0	0	2	1	0	1	0	0	4
		過払金(*2)	0	_	_	l	_	3	1	3	7
		その他	18	5	9	5	5	4	3	4	35
		苦情計	43	21	38	28	10	21	32	137	287
		返済困難	1,180	449	463	415	417	472	531	494	3,241
		返済義務	207	71	50	76	70	78	72	114	531
		身分証明書等の紛失等	542	179	151	164	186	186	164	193	1,223
		貸付自粛依頼・撤回	2,249	682	626	694	670	667	679	791	4,809
		信用情報	593	217	229	235	213	220	214	254	1,582
		登録業者確認	983	344	385	435	294	228	267	303	2,256
		手数料	15	4	2	6	9	7	12	6	46
		ダイレクトメール	87	27	29	32	31	27	26	28	200
相談	_	契約内容	205	98	118	128	133	214	213	188	1,092
	内 容	帳簿の開示	50	21	16	19	26	20	26	27	155
照会	_	保証人の関係	48	9	7	20	16	9	25	17	103
		金利•計算方法	290	129	123	100	76	72	72	116	688
		自己破産·調停·民事再生手続	55	24	29	25	27	30	39	32	206
		ヤミ金融・違法業者被害あり	336	147	162	129	137	155	143	152	1,025
		ヤミ金融・違法業者被害なし	261	105	125	127	178	203	243	212	1,193
		融資関連(*2)	0	_	-	ı	_	196	259	269	724
		過払金(*2)	0	_	_	_	_	111	140	167	418
		その他	1,007	483	545	467	594	373	412	496	3,370
		相談·照会計	8,108	2,989	3,060	3,072	3,077	3,268	3,537	3,859	22,862

(*1) 計は年度計(4月~)

(*2)項目は8月から集計開始(7月以前は「その他」項目に含まれる)

■ 3-4. 主な業務実績

プレスリリースを中心に、協会の主な活動実績をご紹介します。

監査の実施

協会員の書類監査を実施。その結果に基づき、一部業者の処分及び勧告を実施しました。

▶【別紙1:協会員に対する処分及び勧告について[H20.10.1]】参照

広報•啓発活動

金融知識の普及啓発及び多重債務者防止への取組の一環として、 消費者啓発冊子の制作・配布[H20.7.24]を行った他、高等学校向け 教材(CD-ROM)の制作・配布[H20.9.10]を実施しました。

調查•研究活動

協会員の状況や、貸金マーケットの状況に関する統計資料を月次で公表している他、貸金業者の実態を調査したレポートを公表しました。

【別紙2:月次統計資料[H20.11.10]]参照 ※初回は[H20.7.18]。以後月次公表中。

▶【別紙3:「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告について[H20.10.30]】参照

(※) 説明文中の、[日付]は、プレスリリース日です。

等 その他にもプレスリリースがございます。当協会HPをご覧ください。

平成20年10月1日日本貸金業協会

協会員に対する処分及び勧告について

日本貸金業協会(会長:小杉 俊二、以下:本協会)は、9月24日開催の自主規制会議・理事会において別紙のとおり、処分を行うことを決定しましたので、お知らせします。

処 分 決 定 日 : 平成20年9月24日

会員権停止効力発生日 : 平成20年10月1日

公 表 日: 平成20年10月1日

公表内容別紙のとおり

お問い合わせ先 日本貸金業協会 コンプライアンス部 規律審査室 TEL 03-5739-3014

協会員に対する処分及び勧告について

平成20年9月24日日本貸金業協会

本協会は、本日、下記のとおり、本協会の定款及び自主規制基本規則違反等の事実が認められた107会員に対し、定款第21条第1項の規定に基づく処分及び同第22条の規定に基づく勧告を行うことと決定した。

1. 事実関係

本協会より、去る20年2月28日付で「書類監査の実施」を通知したが、提出期限までに「書類監査報告書」等の提出がなく、再度にわたり督促通知を発送したものの提出しない協会員については、当該協会員に対する書類監査を実施することが不可能となった。

また、書類監査報告書と同時に提出を求めていた「社内規則」を提出しない会員が認められた。

上記協会員の行った行為は、本協会定款第14条第2項に規定する監査に応じなかったものと認められるとともに、社内規則の未提出の協会員については自主規制基本規則第11条の規定に違反すると認められる。

更に、上記行為を確認するため「定款の施行規則」第5条第1項第11号に基づく「法令等違反に係る届け出書」の提出要請に対して、未提出の協会員については当該規定に違反するものと認められる。

2. 処分及び勧告の内容

以上のことから監査対象会員のうち107会員について、別紙のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第21条第1項の規定に基づく処分

定款第14条に規定する監査を拒否した行為、自主規制基本規則第11条に基づく社内規則未作成及び定款施行規則第5条に基づく届け出違反等

会員権の停止1か月から6カ月 81会員

(会員権停止期間開始日は平成20年10月1日とする)

譴責 26会員

(2) 定款第22条の規定に基づく勧告

上記 (1) の処分対象会員について法令、諸規則の遵守の徹底及び実行ある内部 管理体制の確立に取り組むよう勧告する。

勧告 上記(1)の会員107会員

- 3. 処分に際し留意した事項
 - (1) 書類監査報告書未提出会員については、下期に実施する実地監査の選定対象候補とする。
 - (2) 協会員にその後の改善が認められない場合、さらに重い処分を科すこととする。
 - (3) 社内規則の制定、内部管理態勢の整備等が確認された時点で「会員権の停止」を解除する。

お問い合わせ先 日本貸金業協会 コンプライアンス部 規律審査室 TEL 03-5739-3014

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分內容	処分理由となる 規定違反の条項等
1	第000861号	株式会社生田商事 北海道知事(3)胆00413 生田 長治 資本金:1000(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
2	第001112号	TTH有限会社 愛知県知事(2)04015 沢田 夏子 資本金:5800(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会官主規制基本規則第11条】 【協会官主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
3	第001386号	株式会社ライフデザイン 大阪府知事(1)12745 中川 明弘 資本金:1000(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
4	第001688号	トーカイ 佐賀県知事(9)00113 谷口 清文 資本金:0(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
5	第002159号	プラウド 沖縄県知事(N2)03830 安次嶺 昌毅 資本金:0(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
6	第002231号	日本中央地所株式会社 東京都知事(8)03569 代表取締役社長 川目 正良 資本金:185038(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
7	第002255号	北大阪零細企業連合会 大阪府知事(1)12601 村井 智志 資本金:0(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
8	第002384号	大栄商事 福岡県知事(9)00413 地蔵原 忠徳 資本金:0(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
9	第002637号	株式会社URBAN 大阪府知事(N1)12764 西脇 賢 資本金:500(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
10	第002868号	春日クレジット 福岡県知事(9)01148 竹山 光雄 資本金:0(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
11	第003135号	ホーネットファイナンス 兵庫県中播磨県民局長(2)51285 江見 達也 資本金:0(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定献第22条】 【協会定献第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定献の施行に関する規則第5条】 【協会定献第21条第1項】
12	第003204号	株式会社丸菱 兵庫県神戸県民局長(9)10076 谷野 義昭 資本金:1000(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
13	第003310号	株式会社ハマフク 神奈川県知事(7)02373 吉田 繁光 資本金:1000(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
14	第003403号	ホットファイナンス 福岡県知事(2)08308 高山 修子 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
14	第003403号	福岡県知事(2)08308		【協会定款の施行に関する規則第 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

平成19年度書類監査結果による協会員処分

処分決定日:平成20年9月24日

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
15	第003525号	アシスト信販 宮城県知事(1)02247 鈴木 孝史 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
16	第003805号	BIGプラン 大阪府知事(1)12778 中原 勇 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
17	第004153号	株式会社彰英商事 東京都知事(8)02828 代表取締役 広沢 菊子 資本金:9000(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
18	第004167号	内堀商事 長野県知事(佐9)00164 内堀 幸吉 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
19	第004176号	マネーアシストカンパニーアトム 富山県知事(8)00282 追分 富久 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
20	第004183号	シンエイ 福井県知事(4)00539 中垣 巌 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
21	第004233号	有限会社雅 京都府知事(4)02749 取締役 根津 真一 資本金:300(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
22	第004244号	アイテム 京都府知事(N3)02911 佐伯 雄三 資本金:500(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
23	第004285号	日公商事 兵庫県東播磨県民局長(9)30002 松浦 勝 資本金:500(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
24	第004300号	大下家 岡山県知事(2)02056 藤原 俊二 資本金:0(万円)	会員権停止6カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
25	第004419号	シティーコーポレーション 沖縄県知事(N4)03076 僕保 覚 資本金:0(万円)	会員権停止6ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
26	第000540号	山昌 兵庫県神戸県民局長(1)12364 金谷 昌男 資本金:300(万円)	会員権停止3カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
27	第001078号	伸栄商事 愛知県知事(9)00272 林 東吉 資本金:0(万円)	会員権停止3カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
28	第001619号	佐藤 義明 北海道知事(8)根00024 佐藤 義明 資本金:0(万円)	会員権停止3カ月と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分內容	処分理由となる 規定違反の条項等
29	第001881号	馬出クレジット 福岡県知事(6)04618	会員権停止3ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
20	3,7001001.7	竹山 永浩 資本金:0(万円)	#X LI C DI TI	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
30	第002207号	カイト商事 和歌山県知事(1)01433	会員権停止3ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		廣野 幸男 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
31	第002598号	セーフティファイナンス 京都府知事(N5)02106 奥西 隆夫 資本金:0(万円)	会員権停止3ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
32	第002838号	マルショウ	会員権停止3ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
32	分002636万	京都府知事(3)03134 小牧 正和 資本金:0(万円)	側口で団代	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
33	第002878号	アクアローン 香川県知事(N3)00544	会員権停止3ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		北畑 雅規 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
34	第003305号	エブロ 京都府知事(2)03198	会員権停止3ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		東出 文彦 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
35	第003579号	物流開発株式会社 福岡県知事(5)05584	会員権停止3ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
		野中 郁雄 資本金:1000(万円)		【協会定款第22条】
36	第005033号	双葉商店 茨城県知事(北9)00124	会員権停止3ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
		砂押 行雄 資本金:0(万円)		[協会定款第22条] 【協会定款第14条第2項】
37	第001218号	ワイド産業 東京都知事(8)04100	会員権停止2カ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
		金光 則雄 資本金:0(万円)		[協会定款第22条] 【協会定款第14条第2項】
38	第001617号	恵商事 北海道知事(1)釧00231	会員権停止2カ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
		田井中 清美 資本金:0(万円)		[協会定款第22条] [協会定款第14条第2項]
39	第001728号	株式会社ファイン 宮崎県知事(1)01782 吉田 和利 資本金:800(万円)	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
		百田 和利 (資本金:800(万円)		【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】
40	第001767号	まるにし商事 北海道知事(8)石00408 西浦 秀 資本金:0(万円)	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		ダイセイ	会員権停止2カ月と	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
41	第001914号	熊本県知事(1)02390 田島 英治 資本金:0(万円)	勧告を併科	「協会定款第21条第1項] 【協会定款第22条】
42	第001962号	三ツ和商会 東京都知事(1)30762	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		伊藤 英浩 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
43	第002187号	株式会社神立商会 茨城県知事(南1)40272	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
10	y,1002101 ·J	代表取締役 内田 徳重 資本金:300(万円)	₩ Д С DITT	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
44	第002575号	森川商事 福岡県知事(4)06892	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
),, oc 2010 J	森川 泰夫 資本金:0(万円)	B) L C D 1 1 1	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
45	第002600号	有限会社ファーストハウス 神奈川県知事(2)04827 成田 明美 資本金:600(万円)	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
		从由 列大 "		【協会定款第21余第1項】 【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】
46	第002607号	加藤商事 岡山県知事(2)02027 加藤 知行 資本金:0(万円)	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
				【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】
47	第002818号	株式会社信用保証サービス 東京都知事(3)21402 代表取締役 山本 光	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		資本金:1000(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】
48	第002989号	MVP 大阪府知事(3)11090	会員権停止2カ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		田中 義彦 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
49	第003375号	井上商事 大阪府知事(1)12760	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		井上 敏一 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
50	第003431号	インターナショナルフェニックス株式会社 北海道知事(9)石00093	会員権停止2カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		三谷 日出夫 資本金:1000(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】 — 【協会定款第14条第2項】
51	第003536号	西播融資 兵庫県中播磨県民局長(1)50213	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		西谷 明美 資本金:0(万円)		[協会定款第21条第1項] [協会定款第22条] [協会定款第14条第2項]
52	第003619号	寿商事 熊本県知事(4)01978	会員権停止2カ月と 勧告を併科	【協会に款第14宋第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		吉里 勢加 資本金:0(万円)		[協会定款第21条第1項] [協会定款第22条] [協会定款第14条第2項]
53	第003806号	株式会社エフアンドデイ 兵庫県阪神南県民局長(2)20722	会員権停止2カ月と 勧告を併科	【協会自主規制基本規則第11条】
		柄谷 順一郎 資本金:1000(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
54	第004199号	伊場実業 静岡県知事(8)01330	会員権停止2カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
	-	鴻池 まゆみ 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
55	第004290号	若草商会 奈良県知事(9)00048	会員権停止2ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		山村 民藏 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
56	第004349号	株式会社アドバンス 大分県知事(1)01346	会員権停止2カ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
	-	代表取締役社長 岩尾 智明 資本金:500(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分內容	処分理由となる 規定違反の条項等
		マルイファイナンス	会員権停止1カ月と	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
57	第000051号	群馬県知事(7)00701 小林 哲 資本金:0(万円)	勧告を併科	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
		みよし商事	会員権停止1ヵ月と	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
58	第000602号	東京都知事(8)04214 塩田 進 資本金:471(万円)	勧告を併科	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
50	# 000 COO F	アプリ・コミュニケーションズ	会員権停止1ヵ月と	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
59	第000688号	和歌山県知事(2)01361 野崎 幸助 資本金:0(万円)	勧告を併科	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
60	第000745号	シルバーウェイ	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
00	第000743万	熊本県知事(5)01630 佐々木 隆徳 資本金:0(万円)	側口で1万代	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
61	第000752号	関和ファイナンス株式会社 東海財務局長(8)00088	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
01	970001327	果(世)	御口を川村	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
62	第001248号	富士商株式会社 佐賀県知事(2)00830	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
02	9,10012107	立石 扇山 資本金:1000(万円)	制口で所代	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
63	第001288号	丸勝 奈良県知事(2)01120	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
	у,1001200 (ј	田中 智裕 資本金:500(万円)	₩ L C D171	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
64	第001740号	協同商事 群馬県知事(8)00393	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	佐藤 行男 資本金:0(万円)	By 17 C 1/1/1	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
65	第002234号	株式会社ビジネスパートナー 東京都知事(3)21411	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	代表取締役 望月 剛二 資本金:22375(万円)	B) I C [[] []	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
66	第002373号	有限会社アール・シー 大分県知事(N3)01240	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
00	3,100 <u>2</u> 010.J	代表取締役社長 岩本 政秀 資本金:4500(万円)	₩ L C D1711	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
67	第002464号	丸勝 愛知県知事(7)02026	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
),, con to 1.3	金井 勝嗣 資本金:0(万円)	B) I C [[] []	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
68	第002569号	クレジットアームボーナス本店 長崎県知事(8)00283	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
_	,,, v	茂山 雄義 資本金:0(万円)	BA H C NI II	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
69	第002733号	タクト 佐賀県知事(2)00835	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
	•	岩村 宝子 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
70	第002926号	株式会社釜佐 栃木県知事(9)00011	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
 		代表取締役 善野 佐次平 資本金:1000(万円)	PA H C NITT	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分內容	処分理由となる 規定違反の条項等
71	第002960号	相澤 實 神奈川県知事(2)04926	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
11	уд 002300 д	相澤 實 資本金:0(万円)	(報) 口 で ()) 1行	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
72	第003126号	株式会社アイエフ 広島県知事(4)02147	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
12	9,70001207	田中 荘厳 資本金:1000(万円)	#X L1 & V1 41	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
73	第003131号	株式会社S-net 東京都知事(2)28791	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
),,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	代表取締役 橋本 浩 資本金:9500(万円)	#X E C D1/11	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
74	第003203号	C. O. D. Co&ASSOCIATES 大阪府知事(3)11284	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		前田 裕介 資本金:0(万円)	W E C DINI	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
75	第004020号	株式会社パートナーショップコーポレーション 北海道知事(1)小00156	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		三留 健市 資本金:700(万円)	HO E COTT	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
76	第004041号	鈴木昭事務所 岩手県知事(2)00959	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		鈴木 昭 資本金:0(万円)	HO E COTT	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
77	第004195号	ラヴリイ 静岡県知事(5)01903	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		村上 美和 資本金:0(万円)	## □ C 1/1 1/1	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
78	第004241号	青木商事 京都府知事(9)00398	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
	-	青木 進 資本金:0(万円)	## G // 11	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
79	第004399号	新日本商会 長崎県知事(N北7)00289	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		西川 親生 資本金:0(万円)	HO E COTT	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
80	第004437号	PLAZA仙台 宮城県知事(1)02264	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		臼井 健一 資本金:390(万円)	HO E COTT	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
81	第005037号	株式会社濃飛信用商事 岐阜県知事(4)1020	会員権停止1ヵ月と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	代表取締役 内田 千代子 資本金:1000(万円)	W E C DINI	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
82	第000514号	第一商事 福岡県知事(2)00024	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
		川崎 省司 資本金:0(万円)	AN EL CIVIT	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
83	第000662号	コーウン 兵庫県阪神南県民局(1)22351	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】
	•	原田 栄三 資本金:0(万円)	77.7 52111	【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】
84	第000809号	大 丸信販 鹿児島県知事(1)01533	譴責と 勧告を併科	【協会足款第14条第24】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款の施行に関する規則第5条】
		入木 保雄 資本金:0(万円)		【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
85	第000908号	富証 北海道知事(8)小00087 富樫 喜一 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】
86	第000905号	三星 神奈川県知事(2)04929 那須 清 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
87	第001144号	大和 商事株式会社 大阪府知事(9)00755 中井 康郎 資本金:1500(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
88	第001177号	株式会社経営企画 沖縄県知事(2)03874 下地 恵善 資本金:2100(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
89	第001181号	有限会社平和商事 北海道知事(9)釧00028 代表取締役 有田 福由 資本金:800(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
90	第001286号	エース 兵庫県知事(2)51294 大島 孝 資本金:1200(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
91	第001940号	櫻井商事 愛媛県知事(6)01410 櫻井 清司 資本金:0(万円)	讃責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
92	第002078号	株式会社ファビュラス 東京都知事(1)30881 代表取締役 冨山 正明 資本金:3000(万円)	讃責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
93	第002299号	有限会社リアス興産 宮城県知事(1)02258 代表取締役 千葉 拓也 資本金:1000(万円)	譴責と 勧告を併科	[協会定款第14条第2項] [協会自主規制基本規則第11条] [協会定款第21条第1項] [協会定款第22条]
94	第002490号	ローンズ神田 岡山県知事(3)01900 佐藤 巧 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
95	第002661号	山 商 高知県知事(6)00981 山岡 長正 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
96	第002844号	栗野商事 宮城県知事(9)00002 栗野 芳邦 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
97	第003208号	斉藤憲金融 山口県知事(1)01498 有近 眞里代 資本金:0(万円)	: 讃責と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】
98	第003210号	三吉商事 長崎県知事(北2)00558 三吉 洋 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第22条】 【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

No.	協会員番号	商号又は名称 登録番号 代表者氏名 資本金	協会処分内容	処分理由となる 規定違反の条項等
99	第003319号	富田商事 福井県知事(7)00393 富田 康彦 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条第1項】
100	第003406号	タケフジ商事 香川県知事(6)00394 竹本 政之 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
101	第003555号	有限会社リスト 大阪府知事(2)12236 眞野 恵未子 資本金:600(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
102	第003808号	ドリーム 163 広島県知事(1)02683 武安 弘美 資本金:300(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
103	第003820号	角丸実業 京都府知事(9)00276 野元 博文 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
104	第004048号	エース総合ファイナンス 宮城県知事(6)01446 千葉 明子 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】
105	第004172号	新栄 商事 富山県知事(2)00070 梅澤 晴夫 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	「協会定款第14条第2項】 「協会定款第14条第2項】 「協会自主規制基本規則第11条 「協会定款の施行に関する規則第5条】 「協会定款第21条第1項】 「協会定款第22条】
106	第004345号	総務コンサルタント 熊本県知事(6)01441 高松 正幸 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	「協会定款第14条第2項】 [協会定款第14条第2項】 [協会自主規制基本規則第11条】 [協会定款の施行に関する規則第5条】 [協会定款第21条第1項】 [協会定款第22条】
107	第004418号	スカイバンク 沖縄県知事(2)03724 上原 将伍 資本金:0(万円)	譴責と 勧告を併科	【協会定款第14条第2項】 【協会自主規制基本規則第11条 【協会自主規制基本規則第11条 【協会定款の施行に関する規則第5条】 【協会定款第21条第1項】 【協会定款第22条】

会員権の停止又は制限について

平成20年9月24日日本貸金業協会

- 1. 会員権の停止又は制限の措置を講じた場合は、会員名簿に掲載しつつ、会員権停止中の表示をする。
- 2. 会員権停止の措置を講じた場合の効果は、原則として次のとおりである。
 - (1) 権利義務に関する基本的な考え方
 - ① 役員及び代議員の選挙権、被選挙権が停止され、また、当該会員の役員(総会代議員たる地位も含む)である協会役員の職務も停止される等、共益権が停止される。ただし、総会代議員たる地位については、これに代わる代議員が選任されることを条件とする。
 - ② 会員における法令並びに協会定款及び自主規制規則等の遵守の確保のため に必要又は有益なサービスを除き、協会が提供するサービスを受けられなく なる等、自益権の一部が停止される。
 - ③ 停止期間中も、定款、自主規制規則その他の協会業務規程を遵守する義務を 負う。
 - ④ 会費納付義務その他の協会員としての義務は停止されない。

(2) 具体的な運用と留意点

- ① 停止期間中は、広告又は勧誘のための書面等で「日本貸金業協会マーク」及び「協会員番号」(以下「協会員番号等」という。)の表示を行ってはならない。但し、以下の点に留意すること。
 - 停止期間開始後に掲載される新聞広告、雑誌広告及び配布されるチラシ、ポスター並びにその他媒体による広告(交通広告・看板等)勧誘文書においては協会員番号等を表示することは禁止される。ただし、停止期間前に既に掲載され又は配布、掲示された協会員番号等の入った広告物その他の媒体を回収する義務はない。
 - 停止期間開始後に放送されまたは送信されるテレビ、ラジオ、有線放送、文字放送その他の放送広告、送信される自らが出稿したウェブサイト上の広告 (自社の開設したウェブサイトであるか否かを問わない)及びメールによる 広告または勧誘においては協会員番号等を表示してはならない。ただし、いわゆるアフィリエイトサイトの場合その他協会員自身が出稿していない広告等についてはこの限りでない。
- ② 停止期間中、協会は当該協会員の広告に対して「日本貸金業協会考査承認番

- 号」を付与しない。ただし、協会員はその広告について協会の審査を受ける 義務は免れない。
- ③ 借入申込書等業務用書式については、協会の処分において別段の決定がなされない限り、協会員番号等を継続して表示することができる。また、借りすぎ注意等の啓発文言の表示義務は免れない。
- ④ 停止期間中、会員証明書は原則として発行しない。協会が特に必要と認め会員証明書を発行する場合には、協会員資格の停止期間を明示した会員証明書を発行する。
- ⑤ 登録申請書、変更届出書及び廃業等の届出書等の提出について、法第 41 条 の 8 の規定に基づき、協会員について、協会がその受理について財務局に協力することとされている場合には、停止期間中であっても協会経由で行うことができる。
- ⑥ 研修テキスト、申請書書式等は「非会員価格」扱いとする。



月次統計資料

平成 20 年 11 月 発行



日本貸金業協会



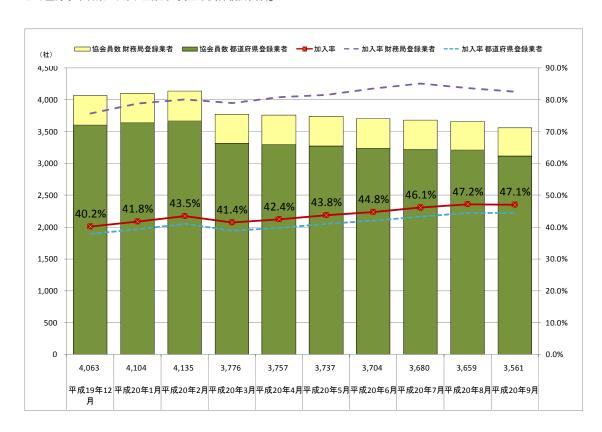
I. 協会員の状況について

図表1 協会員数と加入率の推移

単位:社(数)

		協会設立時 (19年12月)	19年度末	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月	平成20年7月	平成20年8月	平成20年9月
協会	会員数	4,063	3,776	3,757	3,737	3,704	3,680	3,659	3,561
	財務局登録業者	462	458	464	464	466	464	453	443
	都道府県登録業者	3,601	3,318	3,293	3,273	3,238	3,216	3,206	3,118
加力	人率	40.2%	41.4%	42.4%	43.8%	44.8%	46.1%	47.2%	47.1%
	財務局登録業者	75.6%	79.0%	80.8%	81.5%	83.5%	85.1%	83.7%	82.5%
	都道府県登録業者	37.9%	38.9%	39.8%	41.1%	42.0%	43.3%	44.4%	44.4%
(参	考)登録事業者数	10,108	9,115	8,852	8,540	8,272	7,975	7,755	7,564
	財務局登録業者	611	580	574	569	558	545	541	537
	都道府県登録業者	9,497	8,535	8,278	7,971	7,714	7,430	7,214	7,027

(注)登録事業者数の出典:金融庁「貸金業関係統計資料」



(注)10月度より協会員数の算出方法を変更しました。このため協会員数関連のデータは9月までの表示となっています。



図表 2 協会員の増減推移

(1) 協会員数増減の推移

単位:社(数)

		設立時	19年度計	20年度					
		(19年12月)	(20.1-20.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
増 加		_	164	98	9	62	28	37	24
新規加入		_	94	98	9	62	28	37	24
その他		_	70	0	0	0	0	0	0
減少		_	375	117	29	95	52	58	122
退会		_	189	67	13	58	20	9	80
資格喪失()	秦業等)	_	186	50	16	37	32	50	42
廃業		_	147	46	13	33	22	36	32
不更新	折	_	32	4	3	2	6	8	6
資格耳	汉消(行政処分)	_	7	0	0	2	4	6	4
その他		_	-76	0	0	0	0	-1	0
増 減 計		_	-287	-19	-20	-33	-24	-21	-98
当月末会員数	数	4,063	3,776	3,757	3,737	3,704	3,680	3,659	3,561

	20年度					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
増 加	0	0	0	0	0	0
新規加入	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
減少	0	0	0	0	0	0
退会	0	0	0	0	0	0
資格喪失(廃業等)	0	0	0	0	0	0
廃業	0	0	0	0	0	0
不更新	0	0	0	0	0	0
資格取消(行政処分)	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
増 減 計	0	0	0	0	0	0
当月末会員数	0	0	0	0	0	0
増 減 計	0	0	0	0	0	

注 増加要因の「その他」は、設立時における加入申込書に不備があった先の【加入追認】等の特殊要因であり、減少要因の「その他」は、加入申込後の【加入撤回】と【重複加入修正】の合計である。

(注)10月度より協会員数の算出方法を変更しました。このため協会員数関連のデータは9月までの表示となっています。



(2) 減少数内訳一業態別

単位:社(数)、%

		期初		1 Q		7.	B	8	日		9月	計		
		(H2		(H20.4-										
	業態	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	期初比
1	消費者向無担保貸金業者	1,845	48.9%	156	64.7%	33	63.5%	25	43.1%	71	58.2%	285	60.3%	15.4%
2	消費者向有担保貸金業者	327	8.7%	23	9.5%	3	5.8%	5	8.6%	8	6.6%	39	8.2%	11.9%
3	消費者向住宅向貸金業者	51	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.6%	2	0.4%	3.9%
4	事業者向貸金業者	938	24.8%	54	22.4%	13	25.0%	15	25.9%	25	20.5%	107	22.6%	11.4%
5	手形割引業者	99	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.2%	1.0%
6	クレジットカード会社	183	4.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.8%	1	0.2%	0.5%
7	信販会社	70	1.9%	1	0.4%	1	1.9%	8	13.8%	3	2.5%	13	2.7%	18.6%
8	流通・メーカー系会社	41	1.1%	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	1	0.8%	2	0.4%	4.9%
9	建設・不動産業者	91	2.4%	5	2.1%	1	1.9%	2	3.4%	6	4.9%	14	3.0%	15.4%
10	質屋	6	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0.0%
11	リース会社	53	1.4%	2	0.8%	0	0.0%	2	3.4%	2	1.6%	6	1.3%	11.3%
12	日賦貸金業者	72	1.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	2	1.6%	3	0.6%	4.2%
総計		3,776	100.0%	241	100.0%	52	100.0%	58	100.0%	122	22 100.0% 473 100.0%			12.5%

(注)本表は、月次の退会事業者を集計したものであり、加入事業者数を考慮していない。

(3) 減少数内訳一資本金別

単位:社(数)、%

		期初 (H2	実績 0.3)	1Q計 (H20.4-H20.6)		7月		8月		9月		計		
	資本金額	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	期初比
個人		1,440	38.1%	117	48.5%	21	40.4%	21	36.2%	52	42.6%	211	44.6%	14.7%
法人		2,336	61.9%	124	51.5%	31	59.6%	37	63.8%	70	57.4%	262	55.4%	11.2%
	5000万円以上	630	16.7%	12	5.0%	5	9.6%	15	25.9%	19	15.6%	51	10.8%	8.1%
	5000万円未満	420	11.1%	19	7.9%	1	1.9%	6	10.3%	10	8.2%	36	7.6%	8.6%
	2000万円未満		34.1%	93	38.6%	25	48.1%	16	27.6%	41	33.6%	175	37.0%	13.6%
総計		3,776	100.0%	241	100.0%	52	100.0%	58	100.0%	122	100.0%	473	100.0%	12.5%

(注)本表は、月次の退会事業者を集計したものであり、加入事業者数を考慮していない。

(注)10 月度より協会員数の算出方法を変更しました。このため協会員数関連のデータは9月までの表示となっています。



(4)減少数内訳一貸金業登録更新回数別

単位:社(数)、

_										_				:在(数)、%
			実績 20.3)		計 -H20.6)	7.	月	8.	月		9月		計	
	登録更新回数	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	期初比
1	10	832	22.0%	56	23.2%	12	23.1%	21	36.2%	37	30.3%	126	26.6%	15.1%
2	2回	500	13.2%	19	7.9%	8	15.4%	10	17.2%	9	7.4%	46	9.7%	9.2%
3	3回	360	9.5%	26	10.8%	6	11.5%	2	3.4%	10	8.2%	44	9.3%	12.2%
4	4回	276	7.3%	22	9.1%	3	5.8%	3	5.2%	10	8.2%	38	8.0%	13.8%
5	5回	235	6.2%	22	9.1%	1	1.9%	4	6.9%	10	8.2%	37	7.8%	15.7%
6	6回	230	6.1%	15	6.2%	6	11.5%	1	1.7%	3	2.5%	25	5.3%	10.9%
7	7回	211	5.6%	12	5.0%	4	7.7%	2	3.4%	8	6.6%	26	5.5%	12.3%
8	8回	546	14.5%	39	16.2%	5	9.6%	8	13.8%	16	13.1%	68	14.4%	12.5%
9	9回	586	15.5%	30	12.4%	7	13.5%	7	12.1%	19	15.6%	63	13.3%	10.8%
総計	総計		100.0%	241	100.0%	52	100.0%	58	100.0%	122	100.0%	473	100.0%	12.5%

⁽注)本表は、月次の退会事業者を集計したものであり、加入事業者数を考慮していない。



図表3 財務局·都道府県知事別協会員数

平成20年9月度 (9月度登録事業者数対比)

	協会員数	登録業者数 9月	比率	
	(社)	(社)	(%)	
要取務局 関東財務局	186	257	72.4%	
東京都	615	1,726	35.6%	
神奈川県	105	219	47.9%	
埼玉県	63	116	54.3%	
千葉県	56	138	40.6%	
山梨県	31	37	83.8%	
栃木県	14	46	30.4%	
茨城県	35	78	44.9%	
群馬県	26	51	51.0%	
新潟県	26	50	52.0%	
長野県	28	46	60.9%	
小計	999	2,507	39.8%	
合計	1,185	2,764	42.9%	
近畿財務局	75	85	88.2%	
大阪府	265	689	38.5%	
京都府	106	185	57.3%	
兵庫県	129	303	42.6%	
奈良県	14	61	23.0%	
和歌山県	28	67	41.8%	
滋賀県	31	50	62.0	
小計	573	1,355	42.3%	
合計	648	1,440	45.0%	
北海道財務局	10	12	83.3%	
北海道	141	252	56.0%	
小計	141	252	56.0%	
合計	151	264	57.2%	
東北財務局	33	34	97.1%	
宮城県	81	116	69.8%	
岩手県	30	56	53.6%	
福島県	18	51	35.3%	
秋田県	24	27	88.9%	
青森県	23	57	40.4%	
山形県	20	36	55.6%	
小計	196	343	57.1%	
合計	229	377	60.7%	
東海財務局	28	33	84.8%	
愛知県	110	245	44.9%	
静岡県	92	140	65.7%	
三重県	49	79	62.0%	
岐阜県	36	53	67.9%	
小計	287	517	55.5%	
合計	315	550	57.3%	

	協会員数	登録業者数	
	9月	9月	比率
	(社)	(社)	(%)
北陸財務局	12	12	100.0%
富山県	36	45	80.0%
石川県	16	46	34.8%
福井県	34	43	79.1%
小計	86	134	64.2%
合計	98	146	67.1%
中国財務局	25	25	100.0%
広島県	70	108	64.8%
山口県	58	79	73.4%
岡山県	61	112	54.5%
鳥取県	10	19	52.6%
島根県	8	12	66.7%
小計	207	330	62.7%
合計	232	355	65.4%
四国財務局	21	22	95.5%
香川県	26	55	47.3%
徳島県	18	49	36.7%
愛媛県	46	112	41.1%
高知県	44	74	59.5%
小計	134	290	46.2%
合計	155	312	49.7%
九州財務局	22	23	95.7%
熊本県	49	108	45.4%
大分県	40	60	66.7%
宮崎県	19	64	29.7%
鹿児島県	48	76	63.2%
小計	156	308	50.6%
合計	178	331	53.8%
福岡財務支局	27	30	90.0%
福岡県	179	562	31.9%
佐賀県	16	31	51.6%
長崎県	58	133	43.6%
小計	253	726	34.8%
合計	280	756	37.0%
沖縄総合事務局	4	4	100.0%
沖縄県	86	265	32.5%
小計	86	265	32.5%
合計	90	269	33.5%
財務局計	443	537	82.5%
都道県計	3,118	7,027	44.4%
総合計	3,561	7,564	47.1%

※「登録業者数」は金融庁公表の数値

(注)10月度より協会員数の算出方法を変更しました。このため協会員数関連のデータは9月までの表示となっています。

[※] 計数は今後変動することがある



Ⅱ. 苦情・相談の状況

図表 1 苦情・相談の内容分類

(1) 苦情・相談件数の推移

										単位:件
		19年度計	20年度							計
		(H19.12-H20.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	п
7	苦情	43	21	38	28	10	21	32	137	287
	うち協会員に係るもの	39	21	37	27	10	21	32	137	285
	うち非協会員に係るもの	4	0	1	1	0	0	0	0	2
4	相談·照会	8,108	2,989	3,060	3,072	3,077	3,268	3,537	3,859	22,862

※ 合計値は年度合計(4月~)

(2) 苦情・相談の内容分類

単位:件

		= A	19年度計	20年度							=1 (.4)
		区分	(19.12-20.3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	計(*1)
			43	21	38	28	10	21	32	137	287
	件数	うち協会員に係るもの	39	21	37	27	10	21	32	137	285
	*	うち非協会員に係るもの	4	0	1	1	0	0	0	0	2
		取立行為	10	6	16	11	3	6	21	118	181
		契約内容	6	5	5	7	0	1	4	9	31
		金利	2	1	2	1	0	0	1	0	5
		年金担保	0	0	0	0	0	0	0	0	0
苦 情		帳簿の開示	7	4	3	3	2	5	0	2	19
113	内	過剰貸付	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	容	行政当局詐称、登録業者詐称	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		保証契約	0	0	1	0	0	0	2	1	4
		広告·勧誘(詐称以外)	0	0	2	1	0	1	0	0	4
		過払金(*2)	0	-	-	-	-	3	1	3	7
		その他	18	5	9	5	5	4	3	4	35
		苦情計	43	21	38	28	10	21	32	137	287
		返済困難	1,180	449	463	415	417	472	531	494	3,241
		返済義務	207	71	50	76	70	78	72	114	531
		身分証明書等の紛失等	542	179	151	164	186	186	164	193	1,223
		貸付自粛依頼・撤回	2,249	682	626	694	670	667	679	791	4,809
		信用情報	593	217	229	235	213	220	214	254	1,582
		登録業者確認	983	344	385	435	294	228	267	303	2,256
		手数料	15	4	2	6	9	7	12	6	46
		ダイレクトメール	87	27	29	32	31	27	26	28	200
相談		契約内容	205	98	118	128	133	214	213	188	1,092
	内容	帳簿の開示	50	21	16	19	26	20	26	27	155
照会	_	保証人の関係	48	9	7	20	16	9	25	17	103
		金利·計算方法	290	129	123	100	76	72	72	116	688
		自己破産·調停·民事再生手続	55	24	29	25	27	30	39	32	206
		ヤミ金融・違法業者被害あり	336	147	162	129	137	155	143	152	1,025
		ヤミ金融・違法業者被害なし	261	105	125	127	178	203	243	212	1,193
		融資関連(*2)	0	-	ı	-	_	196	259	269	724
		過払金(*2)	0		-	_	_	111	140	167	418
		その他	1,007	483	545	467	594	373	412	496	3,370
		相談・照会計	8,108	2,989	3,060	3,072	3,077	3,268	3,537	3,859	22,862

(*1) 計は年度計(4月~) (*2) 項目は8月から集計開始(7月以前は「その他」項目に含まれる)

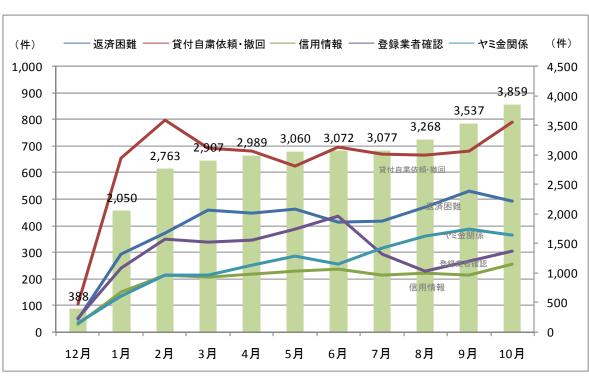


<参考> 苦情・相談件数の推移



※12 月度は 12/19 以降 7 日間の集計値

〈参考〉 相談内容の内訳*



*相談内容は主要項目だけを抽出 *ヤミ金関連は、「ヤミ金融・違法業者被害あり」と「ヤミ金融・違法業者被害なし」の合計値 ※12 月度は 12/19 以降 7 日間の集計

8



Ⅲ. 月次実態調査 (協会員対象)

図表1 当月の営業状況

(1) 概況票(3業態計)

平成20年9月

_	成20年9	/					月間の実績							
					月末時点の実績									
		調査項目		貸付残高 (百万円)	有残件数 (件)	平均約定 金利(%)*	貸付金額 (百万円)	契約数 (件)						
			当月	12,556,842	137,567,892	20.27%	632,418	1,206,882						
	無担 伊 (住宅向		前年同月	14,271,756	135,354,489	22.01%	762,381	1,345,507						
			前年同月比	-12.0%	1.6%	-1.74%	-17.0%	-10.3%						
消			当月	568,242	137,267	13.90%	3,585	286						
費者	有 担 份 (住宅向		前年同月	656,368	156,322	14.54%	6,530	501						
向	(12.01)	TCHN V/	前年同月比	-13.4%	-12.2%	-0.64%	-45.1%	-42.9%						
			当月	833,734	64,075	3.20%	23,854	780						
	住宅向	住宅向貸付		757,167	55,986	3.54%	14,971	490						
				10.1%	14.4%	-0.34%	59.3%	59.1%						
			当月	462,990	225,972	11.99%	73,609	10,835						
		無担保	前年同月	582,378	309,013	14.70%	91,152	19,207						
	信用	,	前年同月比	-20.5%	-26.9%	-2.72%	-19.2%	-43.6%						
	貸付			当月	598,552	152,201	13.58%	16,884	4,069					
		保証付	前年同月	707,271	180,307	14.99%	50,647	6,554						
		•	前年同月比	-15.4%	-15.6%	-1.41%	-66.7%	-37.9%						
事			当月	1,365,025	11,904	5.76%	41,820	460						
業者		不動産	前年同月	1,668,961	12,580	6.24%	197,610	942						
向	担保		前年同月比	-18.2%	-5.4%	-0.48%	-78.8%	-51.2%						
	貸付		当月	1,055,134	35,079	4.85%	115,747	62						
		証券、他	証券、他	証券、他	証券、他	証券、他	証券、他	証券、他	前年同月	1,275,007	42,651	3.59%	116,655	17
			前年同月比	-17.2%	-17.8%	1.26%	-0.8%	263.0%						
	商業手	商業手形割引		18,032	15,894	11.49%	6,676	5,336						
	その他営	営業貸付	当月	621,014	1,165	1.99%	132,229	85						

^{*} 前年同月比欄の数値は、前年同月との金利差を示す。

店舗数

項目		店舗数	項目		店舗数
有人店舗	当月	2,482	無人店舗	当月	9,459
	前年同月	2,872		前年同月	12,313
	前年同月比	-13.6%		前年同月比	-23.2%

- ※「商業手形割引」、「その他営業貸付」に関しては、前年同月数値の取得ができなかった。
- ※「その他営業貸付」とは、貸金業法における"貸付"のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
- ※「有人店舗」・「無人店舗」の定義は事業報告書の定義に準じる。
- ※「契約件数」には、クレジットカード業態における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数もカウントしている。



(2)消費者金融業態

平成20年9月

平成20年9月			月末時点の実績			月間の実績		
調査項目		貸付残高 (百万円)	有残件数 (件)	平均約定 金利(%)*	貸付金額 (百万円)	契約数 (件)		
	無 担 保 貸 付 (住宅向を除く)		当月	6,840,830	12,795,468	21.65%	204,041	94,261
			前年同月	8,055,782	15,153,977	23.46%	270,433	119,193
			前年同月比	-15.1%	-15.6%	-1.81%	-24.6%	-20.9%
消	当月 有担保貸付 (住宅向を除く) 前年同月 前年同月比		当月	499,760	130,196	14.69%	1,953	158
費者			前年同月	589,898	148,740	15.08%	4,165	357
向			前年同月比	-15.3%	-12.5%	-0.39%	-53.1%	-55.7%
	住宅向貸付		当月	208,616	12,927	4.10%	17,234	719
			前年同月	170,122	10,872	3.44%	9,817	453
			前年同月比	22.6%	18.9%	0.66%	75.6%	58.7%
	信用 貸付		当月	47,840	54,401	23.43%	-	-
		無担保	前年同月	67,246	71,382	24.78%	_	_
			前年同月比	-28.9%	-23.8%	-1.34%	-	-
		保証付	当月	14,984	17,224	24.65%	_	_
			前年同月	25,881	25,619	26.03%	-	-
			前年同月比	-42.1%	-32.8%	-1.38%	-	-
事	担保	不動産	当月	59,266	3,317	7.37%	_	_
業者			前年同月	60,546	2,387	6.49%	_	_
向			前年同月比	-2.1%	39.0%	0.88%	-	-
	貸付証券、他		当月	367	49	11.79%	_	_
		証券、他	前年同月	591	10	9.25%	-	_
			前年同月比	-37.9%	390.0%	2.53%	-	-
	商業手形割引		当月	-	-	-	-	-
	その他営業貸付		当月	-	_	_	_	_

注)データ収集対象先が2社以下のデータについては非公開としている

店舗数

項目		店舗数	項目		店舗数
	当月	1,188	(- 1 A D	当月	9,025
有人店舗	前年同月	1,498		前年同月	11,411
	前年同月比	-20.7%		前年同月比	-20.9%

「消費者金融業」とは、・消費者向無担保貸金業者・消費者向有担保貸金業者 等の事業者の合計

- ※「商業手形割引」、「その他営業貸付」に関しては、前年同月数値の取得ができなかった。
- ※「その他営業貸付」とは、貸金業法における"貸付"のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
- ※「有人店舗」・「無人店舗」の定義は事業報告書の定義に準じる。

^{*}前年同月比欄の数値は、前年同月との金利差を示す。



(3) 事業者金融業態

平成20年9月

_	成20年9								
					月末時点の実績		月間の		
		調査項目		貸付残高 (百万円)	有残件数 (件)	平均約定 金利(%)*	貸付金額 (百万円)	契約数 (件)	
	- 10 11	- 45 / I	当月	30,657	564,543	17.85%	1,576	1,783	
	無担 伊 (住宅向		前年同月	46,824	683,166	18.64%	2,352	3,407	
			前年同月比	-34.5%	-17.4%	-0.78%	-33.0%	-47.7%	
消		- 45	当月	56,502	4,741	8.46%	-	-	
費者	者 (住宅向		前年同月	52,919	4,490	8.85%	-	-	
向			前年同月比	6.8%	5.6%	-0.40%	-	-	
				56,109	3,862	3.34%	ı	1	
	住宅向	住宅向貸付		53,258	3,737	3.49%	-	-	
			前年同月比	5.4%	3.3%	-0.15%	-	-	
	信用		当月	253,599	125,573	10.02%	64,955	10,510	
		無担保	前年同月	339,506	182,518	12.62%	79,975	18,825	
			前年同月比	-25.3%	-31.2%	-2.60%	-18.8%	-44.2%	
	貸付			当月	368,267	126,891	17.00%	15,170	4,014
		保証付	前年同月	426,211	146,375	18.98%	23,834	6,397	
			前年同月比	-13.6%	-13.3%	-1.98%	-36.4%	-37.2%	
事			当月	1,286,166	8,456	5.71%	39,871	402	
業者		不動産	前年同月	1,591,110	10,075	6.25%	190,705	830	
向	担保		前年同月比	-19.2%	-16.1%	-0.54%	-79.1%	-51.6%	
	貸付		当月	154,727	565	6.12%	4,275	49	
		証券、他	前年同月	186,894	598	4.10%	15,365	16	
			前年同月比	-17.2%	-5.5%	2.01%	-72.2%	214.9%	
	商業手	形割引	当月	15,993	14,096	11.49%	6,564	5,333	
	その他営業貸付		当月	344,015	1,006	3.52%	-	-	

注)データ収集対象先が2社以下のデータについては非公開としている

店舗数

項目		店舗数	項目		店舗数
	当月	151		当月	0
有人店舗	前年同月	239	無人店舗	前年同月	0
	前年同月比	-36.8%		前年同月比	-

「事業者金融業」とは、・事業者向貸金業者・リース会社 等の事業者の合計

- ※「商業手形割引」、「その他営業貸付」に関しては、前年同月数値の取得ができなかった。
- ※「その他営業貸付」とは、貸金業法における"貸付"のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
- ※「有人店舗」・「無人店舗」の定義は事業報告書の定義に準じる。

^{*} 前年同月比欄の数値は、前年同月との金利差を示す。



(4) クレジット業態等

平成20年9月

<u>+</u>	成20年9	<u> </u>						
					月末時点の実績		月間0	D実績
		調査項目		貸付残高 (百万円)	有残件数 (件)	平均約定 金利(%)*	貸付金額 (百万円)	契約数 (件)
			当月	5,685,355	124,207,881	18.59%	426,801	1,110,838
	無担 组 (住宅)		前年同月	6,169,151	119,517,346	20.02%	489,596	1,222,907
			前年同月比	-7.8%	3.9%	-1.43%	-12.8%	-9.2%
消	- 15 /			11,980	2,330	4.86%	-	_
費者	有担份 (住宅店		前年同月	13,550	3,092	7.16%	-	-
向			前年同月比	-11.6%	-24.6%	-2.30%	-	-
	住宅向貸付		当月	569,009	47,286	2.49%	_	_
			前年同月	533,788	41,376	4.85%	-	_
			前年同月比	6.6%	14.3%	-2.35%	-	-
	信用		当月	161,551	45,998	5.79%	_	_
		無担保	前年同月	175,626	55,113	8.42%	_	_
			前年同月比	-8.0%	-16.5%	-2.64%	-	-
	貸付		当月	215,301	8,086	7.13%	_	_
		保証付	前年同月	255,180	8,313	7.13%	-	_
			前年同月比	-15.6%	-2.7%	0.00%	-	-
事			当月	19,593	131	3.30%	_	_
業者		不動産	前年同月	17,305	119	3.20%	-	_
向	担保		前年同月比	13.2%	10.6%	0.11%	-	-
	貸付		当月	900,039	34,465	2.47%	-	_
		証券、他	前年同月	1,087,521	42,044	2.45%	_	_
			前年同月比	-17.2%	-18.0%	0.01%	-	-
	商業手	形割引	当月					
	その他営	営業貸付	当月	276,204	71	1.58%	-	-

注)データ収集対象先が2社以下のデータについては非公開としている

店舗数

項目		店舗数	項目		店舗数
	当月	1,143		当月	434
有人店舗	前年同月	1,135	無人店舗	前年同月	902
	前年同月比	0.7%		前年同月比	-51.9%

「クレジット業等」とは、・クレジットカード会社・信販会社・流通・メーカー系会社 等の事業者の合計

- ※「商業手形割引」、「その他営業貸付」に関しては、前年同月数値の取得ができなかった。
- ※「その他営業貸付」とは、貸金業法における"貸付"のうち、関係会社間貸付等、他の項目に含まれない貸付をいう。
- ※「有人店舗」・「無人店舗」の定義は事業報告書の定義に準じる。
- ※「契約件数」には、クレジットカード業態における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数もカウントしている。

^{*} 前年同月比欄の数値は、前年同月との金利差を示す。



(5) 貸出金利帯別貸付残高・件数

平成20年9月

/	成20年	<u> 2 Д</u>		貸付残高	(百万円)		有残件数	数(件)	
	調査項目	目	平均約定金利幅	当月実績	前年同月実績	前年同月比 (%)	当月実績	前年同月実績	前年同月比
			20% 超	7,682,066	9,216,289	▲ 16.6	40,357,220	41,193,275	▲ 2.0
			15% 超 ~ 20% 以下	4,197,073	4,136,965	1.5	94,677,996	89,446,838	5.8
	無担 组 住宅向		10% 超 ~ 15% 以下	358,605	460,441	▲ 22.1	1,036,782	1,237,970	▲ 16.3
	(圧七円	で (水へ)	10% 以下	204,761	100,977	102.8	243,262	89,795	170.9
			不明	114,337	357,084	▲ 68.0	1,252,632	3,386,610	▲ 63.0
			20% 超	194	348	▲ 44.3	117	178	▲ 34.3
消费	ID 10	- 42 //	15% 超 ~ 20% 以下	228,554	268,542	▲ 14.9	74,418	85,398	▲ 12.9
費者	有 担 倪 (住宅向		10% 超 ~ 15% 以下	270,059	319,674	▲ 15.5	55,646	63,116	▲ 11.8
向	(H 614	I CPA V	10% 以下	67,249	56,001	20.1	6,554	4,957	32.2
			不明	2,186	11,802	▲ 81.5	532	2,673	▲ 80.1
			20% 超	0	0		0	0	
			15% 超 ~ 20% 以下	0	0		0	0	
	住宅后	可貸 付	10% 超 ~ 15% 以下	0	0		0	0	
			10% 以下	542,266	96,476	462.1	39,856	6,710	494.0
			不明	291,468	660,692	▲ 55.9	24,219	49,276	▲ 50.8
	消費者向 計		#H	13,958,819	15,685,291	▲ 11.0	137,769,234	135,566,796	1.6
			20% 超	95,370	189,837	▲ 49.8	116,992	182,459	▲ 35.9
			15% 超 ~ 20% 以下	13,349	0		18,036	0	
		無担保	10% 超 ~ 15% 以下	50,325	54,694	▲ 8.0	34,709	別年间月美額	
			10% 以下	138,512	139,932	▲ 1.0	18,284		
	信用貸付		不明	165,434	197,916	▲ 16.4	37,951	69,277	▲ 45.2
	貸付		20% 超	33,656	136,132	▲ 75.3	28,686	83,782	▲ 65.8
			15% 超 ~ 20% 以下	308,378	270,345	14.1	99,956	68,501	45.9
		保証付	10% 超 ~ 15% 以下	32,571	33,254	▲ 2.1	21,157	21,818	▲ 3.0
			10% 以下	212,744	244,046	▲ 12.8	2,364	601	293.3
			不明	11,203	23,495	▲ 52.3		5,605	▲ 99.3
			20% 超	0	0			0	
			15% 超 ~ 20% 以下	0	6,635	▲ 100.0	0	1,147	▲ 100.0
		不動産	10% 超 ~ 15% 以下	32,561	30,614	6.4	4,161	4,138	0.6
事			10% 以下	1,326,226	1,380,984	▲ 4.0	7,725		43.2
業	担保		不明	6,238	250,729	▲ 97.5			▲ 99.1
者向	貸付		20% 超	0	0				
		== 1/2 (1)	15% 超 ~ 20% 以下	24	53	▲ 54.9			
		証券、他	10% 超 ~ 15% 以下	1,740	272	540.2			
			10% 以下	167,155	182,569	▲ 8.4			
			不明	886,215	1,092,114	▲ 18.9			▲ 18.4
			20% 超	0	0	4 100 0			A 100 0
	产 类工	파마미	15% 超 ~ 20% 以下	15.725	624	▲ 100.0			
	商業手	ハシ合りケー	10% 超 ~ 15% 以下	15,725	50,574 186	<i>▲</i> 68.9			
			10% 以下	268	6,551	<i>44.1 ▲ 68.9</i>			
			20% 超	2,039	0,001	▲ 00.9			49.2
			15% 超 ~ 20% 以下	3,270	3,084	6.0			10 1
	その他営	企業貸付	10% 超 ~ 20% 以下	3,270	3,084	0.0			13.4
	ての旧と	木具门	10% 超 ~ 15% 以下	346,336	61,025	467.5			101
				271,408	58,553	363.5			
		事業者向		4,120,746	4,414,214	<i>363.5 ▲ 6.6</i>	442,216	577,510	▲ 23.4
		李 来 在 问 総 合 計		18,079,565	20,099,506		138,211,450	136,144,306	1.5
		松口品		18,079,565	20,099,506	▲ 10.0	138,211,450	130,144,306	1.5



図表2 貸付種別の営業状況

(1) 月末貸付残高

(単位:百万円)

									<u>()</u>	単位:百万円)
			消費者向				事業	者向		
Ē	調査月	無担保	有担保	住宅向	信用:	貸付	担保	貸付	商業手形割	その他営業
		貸付	貸付	貸付	無担保	保証付	不動産	証券他	引	貸付
	当月	13,225,013	608,660	828,604	485,163	660,692	1,412,303	1,029,563	23,060	711,359
2008.4 (確報)	前年同月	14,808,776	694,045	755,648	576,146	719,215	1,585,493	1,286,834	-	-
	前年同月比	-10.7%	-12.3%	9.7%	-15.8%	-8.1%	-10.9%	-20.0%	_	-
	当月	13,099,944	601,940	828,560	467,832	642,234	1,410,631	1,019,760	23,460	740,418
2008.5 (確報)	前年同月	14,802,562	684,449	755,179	576,930	730,797	1,595,318	1,411,065	-	-
	前年同月比	-11.5%	-12.1%	9.7%	-18.9%	-12.1%	-11.6%	-27.7%	-	-
	当月	12,934,841	594,654	830,388	528,379	624,630	1,452,859	1,042,792	22,443	707,889
2008.6 (確報)	前年同月	14,648,316	676,165	756,907	577,741	730,003	1,614,889	1,138,965	_	-
(NET 1947	前年同月比	-11.7%	-12.1%	9.7%	-8.5%	-14.4%	-10.0%	-8.4%	-	-
	当月	12,775,859	587,437	828,727	482,623	615,110	1,478,414	1,065,260	22,371	663,001
2008.7 (速報)	前年同月	14,520,594	668,986	754,714	576,260	689,415	1,663,674	1,122,432	_	-
127	前年同月比	-12.0%	-12.2%	9.8%	-16.2%	-10.8%	-11.1%	-5.1%	_	-
	当月	12,679,689	580,452	829,591	450,906	615,266	1,458,653	1,062,680	22,925	645,827
2008.8 (速報)	前年同月	14,423,156	662,520	755,986	580,077	704,772	1,679,663	1,178,162	_	-
	前年同月比	-12.1%	-12.4%	9.7%	-22.3%	-12.7%	-13.2%	-9.8%	_	-
	当月	12,556,842	568,242	833,734	462,990	598,552	1,365,025	1,055,134	18,032	621,014
2008.9 (速報)	前年同月	14,271,756	656,368	757,167	582,378	707,271	1,668,961	1,275,007	_	-
	前年同月比	-12.0%	-13.4%	10.1%	-20.5%	-15.4%	-18.2%	-17.2%	_	-
	当月									
2008.10	前年同月									
	前年同月比									
	当月									
2008.11	前年同月									
	前年同月比									



(2) 月間貸付金額

(単位:百万円)

									(1	単位:百万円)
			消費者向				事業	者向		
į	調査月	無担保	有担保	住宅向	信用:	貸付	担保1	貸付	商業手形割	その他営業
		貸付	貸付	貸付	無担保	保証付	不動産	証券他	引	貸付
	当月	742,628	4,218	14,312	43,577	60,836	85,486	93,938	7,269	303,293
2008.4 (確報)	前年同月	862,130	9,354	16,116	64,283	62,945	164,236	188,653	-	-
	前年同月比	-13.9%	-54.9%	-11.2%	-32.2%	-3.4%	-47.9%	-50.2%	_	-
	当月	666,046	3,761	15,003	45,179	25,238	59,895	119,670	7,257	176,064
2008.5 (確報)	前年同月	843,818	7,587	12,423	71,561	80,319	134,522	191,100	-	-
CHILL THE	前年同月比	-21.1%	-50.4%	20.8%	-36.9%	-68.6%	-55.5%	-37.4%	_	-
	当月	617,486	3,480	17,824	112,999	42,285	138,174	104,625	7,428	79,115
2008.6 (確報)	前年同月	750,668	7,238	13,642	97,921	65,345	155,794	78,423	-	-
(RETIA)	前年同月比	-17.7%	-51.9%	30.7%	15.4%	-35.3%	-11.3%	33.4%	_	_
2008.7 (速報)	当月	584,903	3,187	20,672	92,358	21,561	92,237	137,861	9,455	82,070
	前年同月	727,427	6,261	14,399	82,960	46,449	166,324	127,787	_	-
	前年同月比	-19.6%	-49.1%	43.6%	11.3%	-53.6%	-44.5%	7.9%	_	-
	当月	600,629	2,702	18,744	75,651	23,759	39,507	122,515	8,624	84,624
2008.8 (速報)	前年同月	760,978	6,717	13,192	62,945	51,156	155,331	123,441	_	-
	前年同月比	-21.1%	-59.8%	42.1%	20.2%	-53.6%	-74.6%	-0.8%	_	-
	当月	632,418	3,585	23,854	73,609	16,884	41,820	115,747	6,676	132,229
2008.9 (速報)	前年同月	762,381	6,530	14,971	91,152	50,647	197,610	116,655	_	-
110	前年同月比	-17.0%	-45.1%	59.3%	-19.2%	-66.7%	-78.8%	-0.8%	_	-
	当月									
2008.10	前年同月									
	前年同月比									
	当月									
2008.11	前年同月									
	前年同月比									



(3) 月間契約数

(単位:件)

			消費者向				事業	者向		(単位:作)
1	調査月	無担保	有担保	住宅向	信用:	貸付	担保	貸付	商業手形割	その他営業
		貸付	貸付	貸付	無担保	保証付	不動産	証券他	引	貸付
	当月	1,234,449	401	518	10,140	3,699	680	59	6,948	91
2008.4 (確報)	前年同月	1,796,320	722	540	14,798	8,770	870	30	_	_
	前年同月比	-31.3%	-44.5%	-4.1%	-31.5%	-57.8%	-21.8%	96.2%	_	_
	当月	1,329,427	340	521	9,440	3,715	578	54	6,868	71
2008.5 (確報)	前年同月	1,785,781	687	376	17,122	8,935	870	30	-	-
	前年同月比	-25.6%	-50.5%	38.4%	-44.9%	-58.4%	-33.6%	79.0%	_	_
	当月	1,259,978	314	593	11,167	4,206	763	52	6,966	86
2008.6 (確報)	前年同月	1,634,656	603	436	21,839	6,833	972	26	_	_
	前年同月比	77.1%	52.1%	136.0%	51.1%	61.6%	78.5%	202.8%	_	_
2008.7 (速報)	当月	1,229,478	282	705	9,737	4,178	507	55	8,216	76
	前年同月	1,545,530	485	471	16,146	7,104	1,004	9	-	-
	前年同月比	-20.4%	-41.9%	49.8%	-39.7%	-41.2%	-49.5%	511.1%	_	_
	当月	1,103,578	260	645	8,857	4,167	428	53	7,507	76
2008.8 (速報)	前年同月	1,450,186	525	425	13,607	6,860	865	17	_	-
	前年同月比	76.1%	49.5%	151.7%	65.1%	60.7%	49.5%	303.2%	_	_
	当月	1,206,882	286	780	10,835	4,069	460	62	5,336	85
2008.9 (速報)	前年同月	1,345,507	501	490	19,207	6,554	942	17	-	-
	前年同月比	-10.3%	-42.9%	59.1%	-43.6%	-37.9%	-51.2%	263.0%	_	_
	当月		_							
2008.10	前年同月									
	前年同月比									
	当月									
2008.11	前年同月									
	前年同月比									

※「契約件数」には、クレジットカード業態における、キャッシング機能付クレジットカード、ローンカードの発行件数もカウントしている。

<参考> 消費者金融業態における「消費者向無担保貸付」の契約率

	平成20年6月 <確報>			平成20年7月 <速報>		平成20年8月 <速報>			平成20年9月 <速報>			
調査月	当月	前年同月	前年同月差	当月	前年同月	前年同月差	当月	前年同月	前年同月差	当月	前年同月	前年同月差
消費者向無担保貸付	30.2%	37.6%	-7.4%	29.1%	35.2%	-6.1%	31.0%	35.2%	-4.2%	31.5%	33.0%	-1.5%



2008年10月30日

報道関係 各位

東京都港区高輪三丁目 19 番 15 号日 本 貸 金 業 協 会会 長 小 杉 俊 二問い合せ先 企画調査部 調査課電話番号 03-5739-3027

「貸金業者の経営実態等に関する調査」報告

~既存貸付先のうち、約5割の利用者が総量規制の影響を受ける可能性~ ~利息返還請求対応コストは、2年間で3兆円を超える~

日本貸金業協会では、貸金業界の現状を把握するため、当協会協会員の協力を得て、「経営実態に 関するアンケート」を実施いたしました。

本アンケート結果から得られた調査・分析結果を公表いたします。

【主な調査結果】

- 1. 貸付残高規模はこの1年半(2006.9~2008.3)で約13%縮小、今後も縮小の見込み
- アンケートでは 2006. 9~2008. 3 の 1 年半につき貸付残高規模推移を調査。2006. 9 時点での貸付残高規模は 17. 4 兆円、2008. 3 時点での貸付残高規模は 15. 2 兆円。当該期間中に約 13%の縮小となっている。
- また、貸付残高と貸付件数について今後の見通しも調査。貸付残高、貸付件数の規模計数は、 業態・業者規模を問わず今後も縮小するとの回答が多かった。

<参考>本アンケート回答事業者の貸付残高計と金融庁「貸金業関係統計資料」における市場残高の対比

				(単位:億円)	
	a. 当アンケート回答事業者計	b. 当アンケート回答事業者計	c. 当アンケート回答事業者計	d. 金融庁「貸金業関係統計」	構成比(b/d)
	2006.9	2007.3	2008.3	2007.3	2007.3比
消費者向貸付	151,494	146,318	132,113	203,053	72.1%
事業者向貸付	22,537	22,213	20,063	233,674	9.5%
合 計	174,031	168,531	152,176	436,727	38.6%

1

- 2. 消費者向け無担保貸付の貸出金利は 15~18%と、24~28%の金利帯を中心に分布。利息制限法の金利帯への切替えが進行途上。
- 消費者向無担保貸付の金利帯別分布状況を調査したところ、「24%超~28%以下」での貸出が全体残高の31%、「15%超~18%以下」での貸出が全体残高の25%を占めており、この2金利帯が中心貸出金利帯となっている結果となった。
- 平均約定金利の推移では、直近2年間で年平均1%の平均約定金利の低下が判明している。大 手貸金業者を中心に24~28%の金利帯から利息制限法の範囲内である15~18%の金利帯への 契約切替えが行われている途上にある。
- 今後の対応が必要になると思われる「20%超~29.2%」における貸付残高は、全体の 53%で あった。
- 3. 借入申込に対する初期審査では既に与信が厳格化されており、今後も一層厳格化の方向。
- 貸金業者の新規申し込みに対する初期審査姿勢の調査では、直近1年で60%程度の貸金業者が既に審査を「厳しくした」と回答。改正法の完全施行を待たずに既に与信が厳格化している結果となった。今後の見通しについても同様に60%程度の貸金業者が「厳しくする」と回答している。
- 特に、貸付残高規模 5,000 億円超の大規模事業者では、約 90%が審査姿勢を既に「厳しくした」、と回答している上、今後も「厳しくする」と回答しており、資金需要者への影響は大きいと思われる。
- 4. 消費者金融業における「消費者向無担保貸付」の成約率は低下傾向。直近では申込件数の4件に3 件は融資を断っている状況。
- 消費者金融業態における「申込件数」と「契約件数」を調査。それぞれの回答数を合計した数値から算出した「成約率」は 26.8%。単月 (2008.3) だと概ね 33 万件の申込に対し、契約 9 万件、非契約 24 万件となっており、契約数は 1 年半前 (2006.9) と比べると半減している。
- 成約率の推移を半期毎に見ると、2006.9「42.1%」、2007.3「33.2%」、2007.9「30.2%」、2008.3 「26.8%」となっており低下傾向が顕著である。
- 5. 貸金業者による改正貸金業法 3 条・4 条施行への対応の影響を受ける資金需要者像は、消費者向貸付では「全年齢層」、事業者向貸付では「小規模事業者」。
- 改正法の完全施行に向け貸金業者の与信の判断材料となる各種属性項目(年齢・性別・会社規模・会社形態等)を挙げ、それぞれの属性項目について与信姿勢に変化が生じるかどうかを調査した結果、以下の傾向となった。
- 消費者向貸付においては、年齢属性で与信を見直すという回答が多く、内訳では「高齢属性」 にやや見直しの軸が置かれる傾向はあるものの、「全年齢層」に対し与信の見直しを図るとす る結果となった。
- 事業者向貸付においては、会社形態で与信を見直すという回答が多く、特に「個人事業者」、

2 44 / 57

- 6. 総量規制の導入により「大手貸金業者(貸付残高 5,000 億円超)」では、既存貸付先の約半数、500 万件以上に対し与信見直しが行われる見込み。
- 既存債権の正常顧客における、総量規制に抵触する可能性のある債権ボリュームを調査したところ、貸付残高 5,000 億円超の大手貸金業者 8 社中、既存債権の「25%超~40%が抵触する」とした回答が 3 社、「60%超が抵触する」とした回答が 4 社という結果であった。(1 社は「不明」と回答)
- 大手貸金業者では総量規制の導入に伴い、既存債権の正常顧客の約半数に融資停止等の対応を 行う可能性があり、該当規模の貸金業者の消費者向無担保貸付件数は、約1,100万件であるこ とから約500万件以上の既存債権に対する見直しが行われる可能性がある。
- 7. 利息返還請求対応コストは 2 年間で約 3 兆円。元金放棄額と利息返還金の合計で 1.6 兆円規模。 返還請求者の取引状況は「延滞者」以外からが半数を超え、請求元は 90%超が「弁護士」、「司法書 士」である。
- 利息返還による元金放棄額と実際のキャッシュアウト額である利息返還金の合計は、2006 年は 0.6 兆円、2007 年は 1 兆円に増加している。
- 利息返還引当金の残高は2006年、2007年共に約2兆円。
- 以上から、利息返還関連の影響は、この2年間、元金放棄及び利息返還金の合計で1.6兆円、引当金計上コストを含め3兆円を超える規模。
- 利息返還請求者の請求時点における取引状況を調査したところ、原債務の支払いが滞っている 延滞中顧客からの請求が 45%、正常な取引中の顧客からの請求が 33%、既に取引が終了して いる完済・残高なしの(従前の)顧客からの請求が 22%であり、利息返還請求の半数以上は 「延滞者」以外からの請求であった。
- 請求元としては、弁護士からが58%、司法書士からが33%、合わせて90%を超える結果となり、本人からの直接請求は8%程度であった。

3 45 / 57

46 / 57

調査概要

1. 調査方法

(1) 調査対象	日本貸金業協会員各社
(2) 調査票回収数	<u>1,419</u> 社
(3) 調査方法	郵送調査法
(4) 調査期間	平成 20 年 7 月 4 日~8 月 18 日
(5) 調査主体	日本貸金業協会 企画調査部
(6)調査機関	株式会社 NTT データ経営研究所

2. 標本構成

区	分	発送数	回答数	回答割合	残高カバレッ ジ (*2)
法人・個人区分	法人事業主	2, 311	1,037	44.9%	84.8%
4.7.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	個人事業主	1, 360	382	28.1%	33.1%
	消費者金融業	2, 137	751	35.1%	87.5%
3 業態区分	事業者金融業	1, 251	435	32.7%	56.9%
	クレジット・信販他	283	233	82.3%	97.8%
	5億円以下	2, 918	938	32.1%	38.7%
	5億円超~100億円以下	609	364	59.8%	66.2%
貸付残高区分(*1)	100億円超~500億円以下	72	57	79.2%	79.6%
	500 億円超~5,000 億円以下	61	51	83.6%	85.6%
	5,000億円超	11	9	81.8%	87.4%
合	計	3, 671	1, 419	38.7%	84.7%

- (*1) 協会に届け出のあった平成20年融資残高を基に区分
- (*2) 残高カバレッジは、各分類に属する全協会員 (残高) に対するカバレッジを算出。

3. 本報告書における留意事項

- 本文中の「業態区分」「貸付残高区分」は、上表の「3業態区分」「貸付残高区分」にしたがっている。
- 集計表数値の単位は、特に記述がない限り、「回答者の度数」である。また、各集計表にある "(n=162)"等は、対象となる項目や集計区分における回答者合計を示している。
- 前項の「回答者合計」には、「無回答(=回答可能な設問に対して、選択肢を選ばない、記入がない回答者)」や「対象外等(=分岐設問、あるいは、回答者属性(法人・個人)や事業範囲(消費者向・事業者向)によって、回答が必要ではない回答者)」を含めていない。

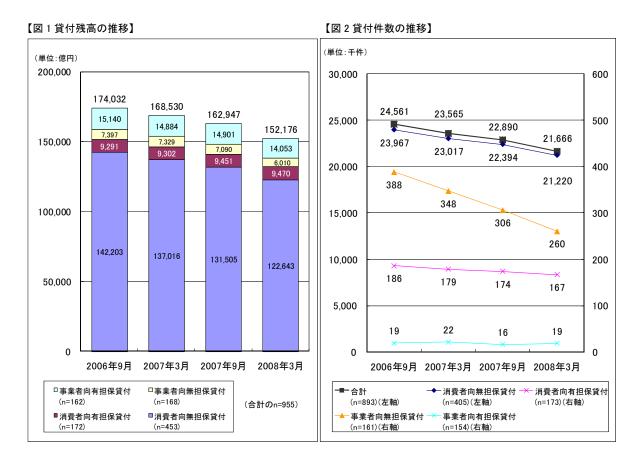
5 47 / 57

調査結果

1. 貸金市場の実態

(1) 貸付残高・貸付件数の推移と今後の見通し

貸金市場の規模およびその推移を把握するため、【消費者向/事業者向】および【無担保/有担保】の軸で分類した「貸付残高」と「貸付件数」の調査を行った。以下が2006年9月~2008年3月時点までの半期毎の推移である。



貸付残高では、該当期間の1年半で、回答事業者の残高計は17.4兆円から15.2兆円に減少しており、減少率は約13%である。

今回の調査結果において、回答事業者の貸付種別残高を【消費者向/事業者向】および【無担保/有担保】の軸で分類した場合、「消費者向無担保貸付」残高が80.6%、「事業者向有担保貸付」残高が9.2%、「消費者向有担保貸付」残高が6.2%、「事業者向無担保貸付」残高が4.0%の貸付残高シェアとなっている。

貸付件数では、「消費者向無担保」の貸付件数減少が最大であり、また「事業者向無担保」貸付件数も減少率が大きく、相対的に「無担保貸付」市場の縮小が続いている。

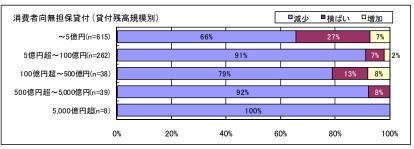
アンケートでは、今後の残高推移の見通しについても調査。特に「消費者向無担保貸付」と「事業者向無担保貸付」については、今後も減少の見込みとする回答が多かった。

6 48 / 57

さらに回答事業者の貸付残高規模別での回答状況を見ると、大規模業者ほど今後の減少を見通している比率が高くなり、「5,000億円超」の大企業においては実に全社(n=8)が残高減少を見込んでいる結果となっている。

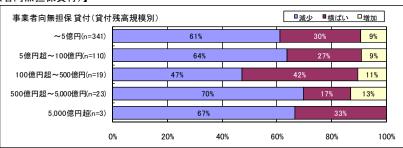
【図3貸付残高の今後の見通し(消費者向無担保貸付)】





【図4貸付残高の今後の見通し(事業者向無担保貸付)】





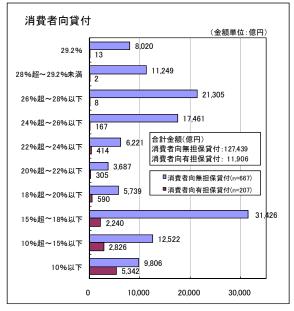
(2) 貸出金利の状況

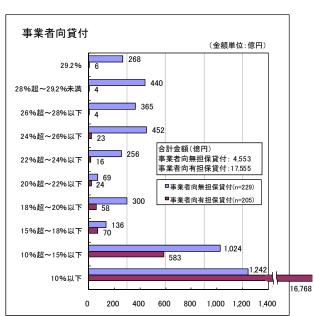
貸出金利の状況を把握するため、金利帯別貸付残高額を調査した。

消費者向無担保貸付では、「15%超~18%以下」での貸出が最も多く、次いで「26%超~28%以下」、「24%超~26%以下」という結果となった。事業者向貸付では、15%以下での貸付が中心となっている。

7

【図 5,6 各金利帯別貸付残高】





49 / 57

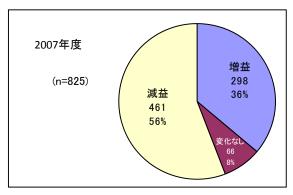
2. 貸金業者の経営状況

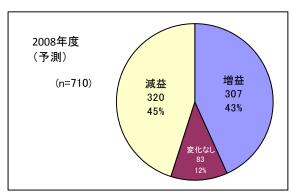
(1) 損益の状況と見通し

貸金業者の損益状況と今後の見通しを把握するため、直近 3 ヵ年 (2006 年度,2007 年度,2008 年度見通し)の営業利益額の推移を調査。2007 年度、2008 年度見通しについて対前年比で増減益の傾向を分析した。

2007 年度では、「減益」となった回答事業者が 56%であったのに対し、2008 年度(予測)では 45%となっている。但し、多額の利息返還引当金を 2006 年度または 2007 年度に引き当てている 事実があるため、「増益」とした回答は、一概に貸金業自体の業績向上によるものとは言い難い。 (後述の「(3) 利息返還請求の実態」項も併せて参照のこと)

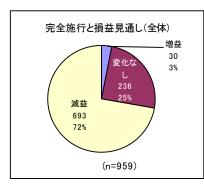
【図 7,8 対前年度損益の状況】

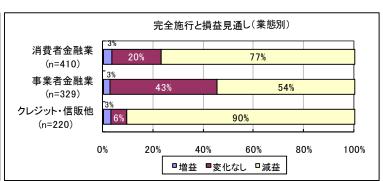




また、改正貸金業法が完全施行された場合の該当期損益見通しについても同様に調査を行った。 ここでは「減益」見通しとした割合が 72%となり、さらに回答事業者の業態について分析を行う と、特に「クレジット・信販業態」で90%が「減益」を見通している結果となった。

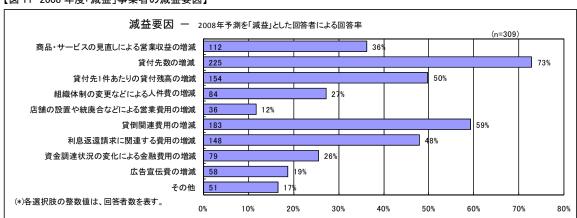
【図 9,10 改正法完全施行と損益見通し】





8 50 / 57

さらに、2008 年度見通しにおいて、「減益」となった回答事業者の減益要因についても調査したところ、「貸付先数の増減」、「貸付先 1 件あたりの貸付残高の増減」「貸倒関連費用の増減」、「利息返還請求関連費用増減」が損益に大きな影響を与えているという結果となった。

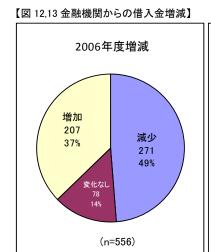


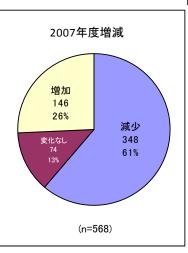
【図 11 2008 年度「減益」事業者の減益要因】

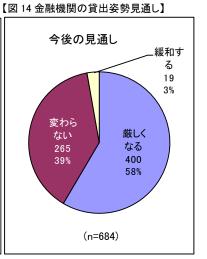
(2) 資金調達の状況

資金調達状況の調査では、直近 3 カ年における金融機関からの借入金実額を調査、その増減を 算出した。

2006年度では約50%が、2007年度では60%以上が対前年比「減少」。また、今後の金融機関の貸出姿勢の見通し予測を聞いた結果、60%程度が「厳しくなる」と回答している。





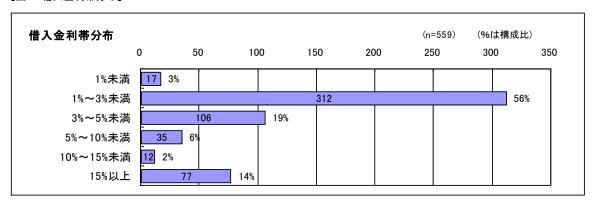


金融機関からの借入金利調査では「1~3%未満」の金利帯で半数以上の貸金業者が資金調達を 行っている一方、「15%以上」の金利帯で調達をしている貸金業者も全体の14%存在することが判 明している。また、業態別ではクレジット・信販業態の資金調達の安定度が高い結果が出ている。

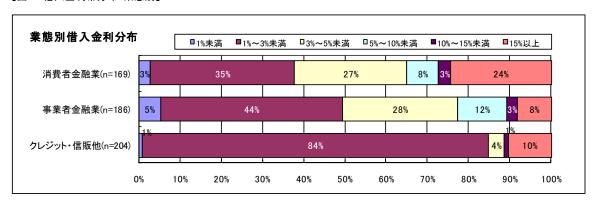
9

51 / 57

【図 15 借入金利帯分布】



【図 16 借入金利帯分布-業態別】



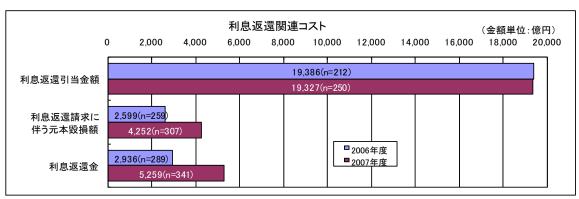
(3) 利息返還請求の実態

利息返還請求の実態を把握するため、直近2期における「利息返還引当金」、「元金放棄額」、「利息返還金」の実額について調査をした。

利息返還による元金放棄額と実際のキャッシュアウト額である利息返還金の合計は、2006 年度は 0.6 兆円、2007 年度は 1 兆円に増加した。引当金の残高は 2006 年、2007 年共に約 2 兆円。

以上から、利息返還関連の影響は、この2年間、元金放棄及び利息返還金計で1.6兆円、引当金計上コストを含め3兆円を超える規模であった。

【図 17 利息返還関連コスト】

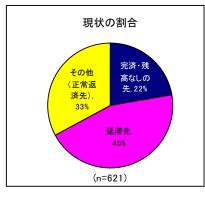


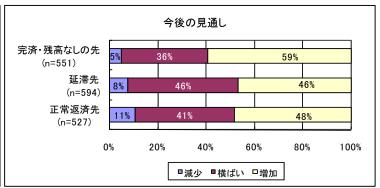
10 52 / 57

次に、利息返還金請求者のプロフィールを明らかにするため、該当債務者の請求時点における 取引状況と、請求元について現状の割合と今後の動向見通しについて調査を行った。

取引状況の調査では、原債務の支払いが滞っている「延滞中顧客」からの請求が約45%、「正常顧客」からの請求が約33%、既に取引が終了している「完済・残高なしの(従前の)顧客」からの請求が約22%という結果が得られた。今後の見通しは「完済・残高なし顧客」からの請求が特に増加するとした回答が多かった。

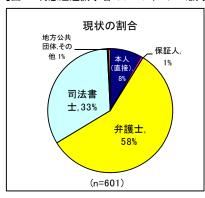
【図 18 利息返還請求者のプロフィール〈取引状況別〉】

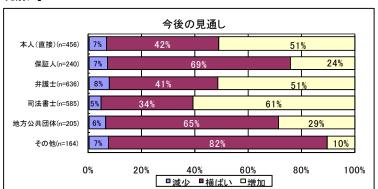




請求元の調査では、「弁護士」からが約58%、「司法書士」からが約33%、合わせて90%を超える結果となり、本人からの直接請求は約8%程度に留まる結果となった。今後の見通しは、「司法書士」からの請求が増加するとした回答が最も多かったものの、現状では殆ど請求実績のない「地方公共団体等」からの請求も増加するとした回答が多かった。

【図 19 利息返還請求者のプロフィール<請求元別>】





11 53 / 57

3. 改正貸金業法施行に向けた取り組み

(1) 初期審査の状況と今後の見通し

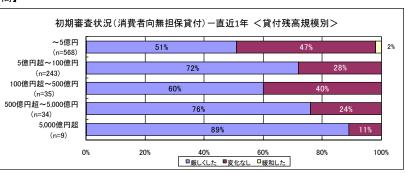
改正貸金業法の完全施行を睨んだ、貸金業者の新規申し込みに対する初期審査の姿勢について、 直近1年間(実績)と今後の見通しを調査した。

直近1年間の実績では60%程度の貸金業者が既に「厳しくした」と回答しており、完全施行を 待たずに与信の厳格化が既に行われていることがわかった。今後の見通しについても同様に60% 程度の貸金業者が「厳しくする」と回答している。

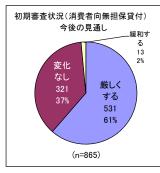
この回答内訳を貸付残高規模別で見てみると、5,000 億円超の大規模事業者の約 90%が審査姿勢を既に「厳しくした」、また今後も「厳しくする」と回答しており、その影響は大きいと思われる。

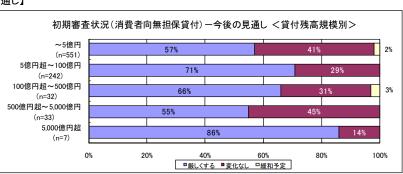
【図 20 初期審査の状況一直近1年間】





【図 21 初期審査の状況-今後の見通し】





(2) 申込に対する成約率の推移

初期審査姿勢厳格化の影響を把握するため、「申込件数」、「契約件数」の実数から成約率を調査 した。(消費者金融業態における消費者向け無担保貸付につき調査)

2006年9月から2008年3月にかけ、申込件数は減少傾向だが、契約件数の減少幅はさらに大きく、半期毎に単月の成約率を比較すると、42.1%(2006.9)、33.2%(2007.3)、30.2%(2007.9)、26.8%(2008.3)と、低下傾向になっている。

実数の規模としては、1か月間で約33万件の申込みに対し、契約9万件、非契約24万件となっ

12 54 / 57

ており(2008.3)、契約数は1年半前(2006.9)と比べると半減している。

【図 22 消費者向無担保貸付の成約率等の推移表-消費者金融業態】

	n	申込件数	契約件数	非契約件数	成約率
2006年9月 (単月値)	132	423,361	178,365	244,996	42.1%
2007年3月 (単月値)	132	398,652	132,289	266,363	33.2%
2007年9月 (単月値)	132	339,078	102,253	236,825	30.2%
2008年3月 (単月値)	132	327,525	87,790	239,735	26.8%

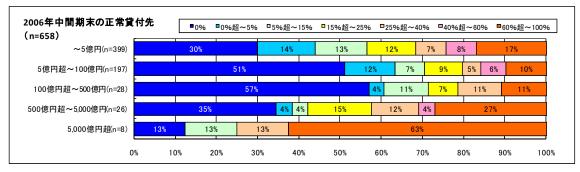
^{(*)「}非契約件数」と「成約率」は調査項目である「申込件数」と「契約件数」から算出。

(3) 上限金利引下げへの対応

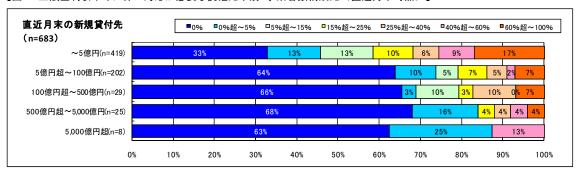
改正法が完全施行され上限金利の引下げが導入された場合、どの程度の既存債権が対応を迫られるかを把握するため、要対応債権の保有比率を「2006 年中間期末時点における正常貸付先」と「直近月における新規契約先」の 2 時期において調査を実施。(消費者向無担保貸付につき調査)調査結果を貸金業者の貸付残高規模別で見てみると、500 億円以上の大規模事業者(特に 5,000億円以上)では、2006 年中間期と直近月の結果に大きな差異が見られる一方、100 億円以下の中小事業者(特に 5 億円以下)ではその結果に差異はあまり見られなかった。

契約形態の違いから、リボ払い商品を中心とした大規模事業者では、上限金利引下を見越した 与信の見直しが既に行われている一方、証書貸付商品中心の中小事業者では未対応であるため、 金利規制導入時にほとんどの債権に対して与信の見直しが必要となっている。

【図 23 上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別事業者数構成比<2006 年中間期末時点>】



【図 24 上限金利引下げに伴い対応が必要な債権比率別-事業者数構成比<直近月末時点>】

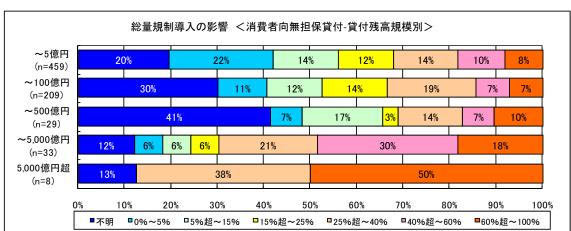


13 55 / 57

(4) 総量規制導入のへの対応

総量規制が導入された場合、規制に抵触する既存債権がどの程度の規模になるかを把握するための調査として、「2007年度末時点で正常取引中の貸付先に対し総量規制を導入したと仮定した場合、規制に抵触する保有債権の割合」を調査した。(消費者向無担保貸付につき調査)

本設問への回答事業者を「貸付残高規模別」に分類し回答の傾向を見てみると、規模の大きい事業者ほど規制対象債権を保有していると回答していることが判った。特に「5,000億円超」の大企業の回答結果では、回答事業者数は8社ながらも半数の4社が「60%超~100%」、3社が「25%超~40%」の正常債権が総量規制に抵触すると回答している。(1社は「不明」と回答)



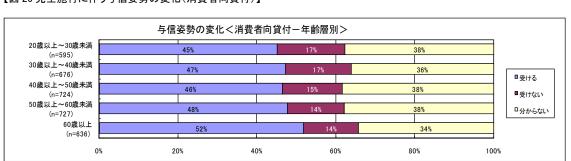
【図 25 総量規制に抵触する既存債権比率別事業者数構成比-貸付残高規模別-消費者向無担保貸付】

(5) 完全施行の影響を受ける資金需要者

改正法の完全施行に伴い、貸金業者の与信姿勢にどのような変化が生じるかを把握するために、 与信判断の根拠となるあらゆる属性を列挙(*)し、完全施行の影響の有無を調査した。

その結果として、消費者向貸付における属性では年齢属性で与信を見直すという回答が多く、 内訳では「高齢属性」にやや見直しの軸が置かれる傾向はあるものの、「全年齢層」に対し与信姿 勢を変化させるとする結果となった。

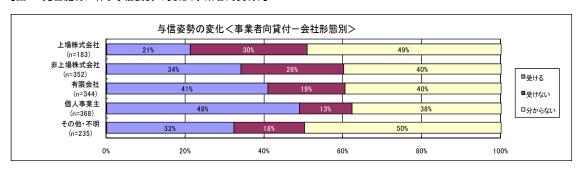
事業者向貸付における属性では、会社規模にその影響が出ており、「個人事業主」、「有限会社」 等規模が小さくなる程与信姿勢を変化させるとする傾向が強い結果となった。



【図 26 完全施行に伴う与信姿勢の変化(消費者向貸付)】

14 56 / 57

【図 27 完全施行に伴う与信姿勢の変化(事業者向貸付)】



- (*) 消費者向貸付における属性群では、<性別、年齢、家族構成、年収、職種、他社借入件数>等につき影響度合いをヒアリング
- (*) 事業者向貸付における属性群では、<会社形態、年間売上規模、従業員数>等につき影響度合いをヒアリング

以上

15 57 / 57